

亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会要綱

平成31年4月23日

(設置)

第1条 新庁舎の整備に関し必要な事項を検討するため、亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎の整備に関する基本計画の策定その他新庁舎の整備に関し必要な事項について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成34年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。